

平成19年度中小企業・小規模事業対策の 拡充強化に関する要望

平成18年9月20日
日本商工会議所

わが国経済は、全体としてはしっかりした回復軌道に乗りつつあるものの、依然として業種や地域間に格差があり、特に、中小企業の多くはまだ景気回復の実感がないのが実態である。また、原油価格の高止まり、ゼロ金利政策解除による金利高騰への不安、米国経済の動向等の懸念材料もあり、今後の動きを注視する必要がある。

わが国の中小企業は全企業の99.7%、常用雇用者の71%を占めるなど、わが国経済において中心的な役割を果たしている。したがって、地域経済の再生、日本経済の活性化を図るためには、多様で活力ある中小企業の成長・発展が不可欠である。しかしながら、それにもかかわらずわが国の中小企業対策予算は、平成18年度政府予算全体（一般歳出）のわずか0.35%に過ぎず、その規模はあまりにも小さいと言わざるを得ない。

5年余に及ぶ小泉政権に次ぐ新政権の誕生を機に、新たな産業と雇用創出ならびに地域活性化の担い手である中小企業が、厳しい経営環境を克服し、活力ある成長・発展を遂げられるよう、政府は地域資源を活用した事業をはじめ、中小企業を積極的に支援していくための諸施策を大幅に拡充・強化するべきである。

また、今年度から、三位一体改革により都道府県に税財源が一部移譲されたが、特に小規模事業対策予算については、十分な予算化がされていない地域が見られる。国による小規模事業対策の強化はもとより、各都道府県におかれても、小規模事業者支援の重要性を再認識のうえ、十分かつ安定的に予算を確保し、確実に執行すべきである。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、平成19年度中小企業・小規模事業対策に関して、下記事項の実現を強く要望する。

なお、税制措置に関しては、「平成19年度税制改正に関する要望」において別途要望する。

記

< 主要事項 >

中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保

中小企業・小規模事業対策予算の拡充強化

都道府県の実施する小規模事業対策における補助対象職員人件費・事業費の十分な確保

国としての今後の小規模事業対策のあり方について、早急な幅広い検討の開始

中小企業の創業・成長支援とものづくり技術力強化等

創業塾・経営革新塾の一層の拡充と創業・経営革新フォローアップ指導の拡充
事業承継の円滑化に向けた総合的な支援の推進

基盤技術の高度化に向けた戦略的・重点的支援の強化とものづくり人材育成の推進
電子行政手続き普及へのインセンティブの付与、電子申請手続きシステムの共通化
など中小企業のIT化支援
サービス産業発展のための支援の拡充・強化

中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

景気動向に十分配慮した金融政策の展開
政策金融改革における中小企業金融機能の維持・強化
金融セーフティネットの充実と資金調達手段の多様化
中小企業再生支援協議会の拡充と再チャレンジ支援のための環境整備の促進

「環境税」の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡大

環境税の導入反対

コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興

改正まちづくり3法の周知および円滑な対応への支援
中心市街地活性化対策等の拡充強化
観光振興による地域活性化の推進
地域資源活用企業化プログラムの創設など地域産業振興策の抜本的拡充
幹線道路網の早期整備

グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

中小企業分野での協力を含む質の高い経済連携協定（EPA）の早急かつ戦略的拡大
東アジア等へ進出する中小企業や輸出振興のための支援の拡充

中小企業の人材育成支援等

仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充
eラーニング等を活用した人材育成支援とジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進
外国人労働者の受け入れ拡大および研修・技能実習制度の緩和・拡充
中小企業の経営実態を無視した労働諸規制の強化に反対
中小企業における企業年金制度の充実強化

重点要望項目(個別事項)について

中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保

わが国経済を支える中小企業を支援するための中小企業対策予算は、政府予算全体の中での規模があまりにも小さい。中小企業が自らのダイナミズムとバイタリティを存分に発揮することができるよう、創業・経営革新・再生支援、ものづくり基盤技術力強化など、思い切った中小企業支援施策の拡充を図りたい。

また、三位一体改革により、今年度から都道府県へ税財源が移譲された各種の小規模事業対策については、十分な予算化がなされていない地域が見られ、加えて平成19年度において大幅な見直しを示唆されている地域もあると仄聞する。小規模事業対策が大きく後退することのないよう、各都道府県においては、小規模事業者等への支援強化は、地域経済社会の振興と安定をもたらす、地方財政にも資することを再認識され、商工会議所等による経営改善普及事業をはじめ、地域小規模事業対策を担う経営指導員等補助対象職員の人件費ならびに各種事業費等の小規模事業対策予算を十分に確保されたい。

政府においては、地域の自主性を尊重することを前提としつつも、国としての基準や考え方を定めて、都道府県に提示し、地方自治体において十分な予算化が図られるよう責任をもって対応されたい。

また、国自らが全国的な規模で行う小規模事業対策予算を引き続き拡充するとともに、三位一体の改革という新たな状況を受けて、小規模事業対策に係る国と地方の連携や役割分担など、今後の小規模事業対策のあり方について早急に検討を開始されたい。

中小企業の創業・成長支援とものづくり技術力強化等

1. 創業・経営革新・事業承継支援

(1) 創業・経営革新支援策の拡充

地域の活性化や雇用の創出に貢献する新規創業や経営革新を強力に支援するため、創業人材育成事業(創業塾・経営革新塾)の一層の拡充を図りたい。

また、創業希望者の啓発、中小企業・小規模事業者に対する経営革新の必要性の啓発等を目的とする「創業・経営革新セミナー」を創設されたい。

さらに、創業・経営革新の実践を支援するため、当該事業者が行う他の事業者との交流・情報交換やビジネスプラン作成・見直しの個別相談などを行う創業・経営革新フォローアップ指導について、拡充されたい。

(2) シニアアドバイザー事業の拡充

商工会議所等の優れた支援人材が創業や新事業展開を志す者に対し、ビジネスプラン策定や市場調査等の支援を行うことにより、創業、経営革新の実現を図るシニアアドバイザー事業について、実施箇所数の増加など一層の拡充を図りたい。

(3) 事業承継の円滑化に向けた総合的な支援の推進

中小企業経営者の高齢化が進む中、地域経済の活性化や雇用創出の役割を担っている中小企業の円滑な事業承継を支援するため、現行の相続税の課税理念を見直し、事業用資産については事業継続を前提に非課税とするなど包括的な事業承継税制を確立するとともに、事業承継円滑化をサポートする事業承継協議会の運営支援、パンフレットの作成・配布やセミナー開催等による中小企業への普及啓発、相談・指導を行う人材の育成など事業承継の円滑化に向けた総合的な支援を推進されたい。

2. 中小企業の成長支援とものづくり技術力強化等

(1) 中小企業新事業活動促進法による支援体制の強化

中小企業新事業活動促進法に基づく各種支援施策の一層の拡充を図られたい。加えて、経営革新計画の承認、新連携計画の認定、各種支援施策の審査等が速やかに、かつ円滑に行われるよう徹底されたい。

(2) 技術開発の支援促進とS B I Rの支出目標額の一層の増額

地域において形成が進んでいる産業集積を更に深化・拡大させるため、中小企業と大学・研究機関による地域新生コンソーシアム（共同研究体）研究開発事業など諸施策を拡充されたい。また、中小企業の技術開発を支援するS B I R（中小企業技術革新制度）について、支出目標額（特定補助金等）の増額や制度見直し等について検討し、一層多くの中小企業者の利用が可能となるような措置を図られたい。加えて、各制度の周知・募集期間を十分に確保するなど中小企業者の応募の利便性の更なる向上を図られたい。

(3) 企業等OB人材活用推進事業の拡充

団塊の世代が退職時期を迎え、今後、多くの企業等OBが輩出されることが予想される。そうした中、退職後も自らの知識や経験を活かしたいという意欲を持つ企業等OBとこうした人材をアドバイザーとして活用したいという中小企業とのマッチングを促進し、中小企業の経営能力・技術力等の向上を図るため、全国47都道府県に設置された地域協議会やモデル事業受託組織に対する予算措置や、全国協議会が行うOB事業普及・促進のための広報、情報収集・提供活動などに対する支援を拡充されたい。

(4) ものづくりに対する戦略的・重点的支援の強化

本年6月に施行された「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、重要産業分野の競争力を支える基盤技術の高度化に向けて、川下製造業者等のニーズを的確に反映した高度化指針を基本に、研究開発支援である「戦略的基盤技術高度化支援事業」の大幅な拡充・強化等、ものづくりに対する戦略的・重点的支援を強化されたい。

(5) 産学連携による人材の育成

工業高校における実践型教育の導入や高専等の場を活用した若手技術者の育成を支援する「中小企業モノ作り人材育成事業」や、産業ニーズに応じた高度専門人材を育成する「中小企業産学連携製造中核人材育成事業」の拡充・強化など、産学連

携によるものづくり人材の育成を支援されたい。

(6) 中小企業のIT化支援策の総合的推進 デジタルデバイド(情報格差)の解消

IT(情報通信技術)革命の進展は、大企業を初めとする企業経営に大きな変革をもたらしているが、未だ多くの中小企業においてはIT関連機器を利活用する人材に乏しいことから、ネットワーク社会の恩恵を十分に受けられず、いわゆるデジタルデバイド(情報格差)が解消されていない。日本の企業の太宗を占める中小企業・小規模事業者におけるIT化の立ち遅れは、当該企業のみならず、地域全体のIT化の進展を遅らせ、地域経済の生産性向上、ひいては日本経済の国際競争力をそぐ要因となっている。

このため、中小企業・小規模事業者のIT化支援施策においては、IT関連機器類の導入やIT関連知識習得等に対する支援等、十分な予算措置を講じるなど、多角的な支援措置を継続するとともに、とりわけ経営の現場において、ネットワーク社会の最先端を担う人材の育成に努められたい。併せて、それらの企業の経営活動をサポートする立場の経営指導員やITコーディネーター等の活用を図られたい。

電子行政手続き普及への利用者インセンティブの付与

政府および各地方自治体における電子政府・電子自治体の構築は相当程度進んで来たものの、その利用については期待通りには普及していないのが現状である。「IT新改革戦略」で日本政府が目標に掲げる、平成22年までに電子商取引50%以上を達成し、世界一便利で効率的な電子行政を目指すためには、電子商取引の基盤となる電子証明書の所有率を高めるとともに、利用者一人ひとりが従来の手続きに比して電子申請や電子申告等の電子手続きにより具体的なメリットを感じられるようなインセンティブを提供されたい。

具体的には、電子行政手続きに必要な電子証明書やIT関連機器類の導入費用の軽減措置や税務上の優遇措置などを設けるとともに、電子行政手続きに関する手数料等の引き下げや、処理期間の短縮を図るなどの措置を講じられたい。

民間認証局の行政手続用電子証明書の共通利用および電子手続きシステムの共通化

行政手続きの電子化に伴い、中小企業が民間認証局の発行する電子証明書を取得し始めているが、その際に行政機関またはシステムごとに利用できる電子証明書の仕様が異なることから、複数種類の電子証明書を購入せざるをえない事例が見受けられる。これが電子申請の普及の立ち遅れを招く要因ともなっていることから、民間認証局が行政手続用として発行している電子証明書が共通利用できるよう早急に対応されたい。

また、行政機関ごとに電子手続のシステムが異なる事例が見られるが、利用の阻害要因となる可能性が高いことから、基本的なシステムの共通化を実施されたい。

(7) 会社法の施行に伴う周知活動等の継続

平成18年5月の会社法の施行によって、会社の機関設計が柔軟化される等により、個々の企業がその時々々の状況、成長段階に応じて、定款自治により最も適した形態、運営方法を選択することが可能となった。

政府においては、中小企業がこうした会社法による多様な選択肢を円滑に採用し活用できるよう、会社法を分かりやすく記載した冊子の配布、セミナー等の開催支援、ホームページでの情報提供等、きめ細かな周知活動を引き続き実施されたい。また、併せて、会社法に関する相談体制の整備について支援を行うなど、積極的に会社法の普及・浸透を図られたい。

(8) ADR(裁判外紛争解決手続)制度の活用促進

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)の施行を来年4月に控え、商事取引に関する紛争解決におけるADRの有効活用が期待されることから、引き続き、調停・仲裁等の業務に対応できる人材の育成やセミナー・フォーラム等の開催を通じた周知・普及活動を積極的に支援されたい。

(9) 中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

知的財産を積極的に活用することは、わが国の産業競争力を強化し、地域経済の活性化を図るために極めて有効である。政府は、本年6月に発表した「知的財産推進計画2006」に基づき、中小企業においても容易に知的財産権を取得・保持し、その活用ができるよう、特許料の減免措置拡大や、特許権取得迅速化のための措置を講じてきたところであるが、今後さらに、海外特許の取得等に係る助成措置の拡充、および国内特許取得等に関する税制上の優遇措置の創設等、国内外での特許出願等の円滑化のための支援策を拡充されたい。

また、平成16年6月に発足した先行技術調査については、特許審査の迅速化・効率化の観点からも、多くの中小事業者が活用できるよう、さらなる充実を図られたい。

さらに、今年度から実施している「知的財産啓発普及事業」において、知的財産の専門家や支援機関に確実に取り次ぐ「知財駆け込み寺」の一層の充実を図るとともに、地元の要請に応じて知財の専門家を直接現場に派遣し専門的な相談に対応する制度を創設されたい。また、地元のニーズに即した中小企業者や経営指導員の知的財産に関する知識の向上のため、知的財産に関するセミナーの実施箇所の増加を図るなど、一層の拡充を図られたい。

(10) 下請取引の適正化と下請事業者への配慮

親事業者による下請事業者への不当なしわよせが生じることのないよう、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を徹底されたい。また、下請中小企業振興法に基づく振興基準を周知し、下請事業者に対する下請代金の早期支払い、下請事業者との十分な協議を踏まえた取引対価の決定等下請事業者への配慮を親事業者に慫慂するよう努められたい。

(11) 中小企業への緊急時企業存続計画(BCP)の普及

事業者においては、自然災害等の不測の事態の発生時にできるだけ事業を中断せずに早期に通常状態に復旧するための備えを平時に策定しておくことが肝要である。わが国においても災害に対する有効な事前対策として、中小企業向けのBCP(Business Continuity Plan=緊急時企業存続計画)について、中小企業庁ホームページにて「中小企業BCP策定運用指針」を示しているが、引き続きわが国の中小企業にもBCPが広く普及するよう努められたい。

(12)「中小企業の会計に関する指針」の普及

中小企業の資金調達や取引の円滑化のために、適正な計算書類の作成と開示が重要となってきた。また、めまぐるしく変化する経営環境の中で、自社の経営状況を的確に把握するためにも、財務情報の精度の向上を図ることが必要である。さらには、平成18年5月の会社法の施行により、会計参与制度が新設され、中小企業においても計算書類の信頼性の向上など一層の会計の整備が期待されている。

については、昨年8月に日本商工会議所をはじめとする民間4団体が策定し、会社法を踏まえて本年4月に改正した「中小企業の会計に関する指針」について、パンフレットの配布、セミナー・研修会の実施やWEB等の活用による中小企業への普及浸透、指針に関する相談・指導を行う人材の育成、金融機関における活用の促進に向けた取り組みの強化等を引き続き実施されたい。

(13) サービス産業発展のための基盤整備等に向けた支援の拡充・強化

わが国の生産・雇用の7割弱を占めるサービス産業について、サービス産業生産性向上運動の展開や、サービスの生産性に関する研究等を推進するための体制整備など、サービス分野の革新を加速させるための支援を図られたい。併せて、今後発展が期待される6分野（健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流）について、中堅・ベンチャー企業等による技術・ノウハウの事業化資金等の貸付等、質の高い効率的なサービスの実現策を講じるなど政策の重点化を図られたい。

中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

1. 景気動向に十分配慮した金融政策の展開

わが国は、着実に景気回復軌道に乗りつつあり、デフレ脱却への展望も見え始めているが、一方で、大都市と地方、大企業と中小企業との間で格差が見られ、依然として景気低迷を訴える地域経済や中小企業からの声も多い。また、原油価格の高騰や米国等海外経済の動向、ゼロ金利政策解除に伴う金利動向、為替相場の動向などの不安要因も存在している。

わが国が持続的かつ安定した経済成長を実現するためには、今後の経済運営が極めて重要である。日本銀行は本年7月の政策委員会・金融政策決定会合において、無担保コールレート（オーバーナイト物）を0.25%前後で推移するよう促すという、いわゆるゼロ金利政策の解除を決定したが、着実な景気回復を遂げるにはまさにこれからが正念場であり、決して今の状況を後退させることのないよう、経済情勢に十分配慮した慎重な金融政策運営を行うべきである。

2. 中小企業金融機能の維持・強化

(1) 政策金融改革における中小企業金融機能の維持・強化

政策金融改革においては、平成20年10月に、中小企業金融公庫、国民生活金

融公庫等の機関を統合し新政策金融機関が設立され、商工組合中央金庫については、移行期として特殊会社を設立し、その後概ね5年から7年後を目途に、完全民営化するものとされている。以下のとおり政策金融改革の的確な実施に取り組みたい。

統合により設立する新政策金融機関

統合により一つの機関となる新政策金融機関においては、同一地域における複数の支店の統廃合を推し進めるにあたり、組織合理化の観点よりむしろ、ユーザーの利便性を第一に考えるべきである。単なる数減らしではなく、現行の各機関のノウハウの共有等により、経営コンサルティング、ビジネスマッチング等、従来の垣根を越えた幅広いサービスの提供に努めるなど、統合効果を最大限発揮し、中小企業者等の資金需要に質量ともに的確に応えるとともに、専門能力を有する職員が対応する体制を整備する等、利便性の維持・向上と政策金融機能強化を不可欠なものとして取り組みたい。

民営化する機関

商工組合中央金庫の民営化に際しては、現下のオーバーバンキングと言われる状況で特色のない単なる収益重視の民間金融機関を一つ増やすことで終わらないように、中小企業にとって意味のあるものとすべきである。そのためにもこれまで政策金融機関として培った経営資源等を有効活用し、中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、行政改革推進法および制度設計に基づき、所要の法整備等を着実に進められたい。

政府による監視・育成

今後、政策金融が縮減する部分に対し、民間金融機関が代替し得るかについて十分精査されたい。そして、健全性と効率性を旨とし営利を目的とする民間金融機関が、赤字が続いたり債務超過に陥っても存在価値のある中小企業に対し、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨・内容に鑑みつつも、手間をかけて懇切丁寧に経営改善についてのアドバイスをしたり、今後の改善計画策定をサポートし、より高い目利き力で長期的な視点に立って安定した資金供給を支援できるように、政府はきちんと監視・育成に努められたい。

(2) 金融セーフティネットの充実と資金調達手段の多様化

わが国の中小企業の経営環境が依然として厳しい中、挑戦する意欲と能力のある中小企業が構造変化や景気変動等の外部要因により経営破綻に追い込まれることがないように、政府は幅広い範囲でセーフティネットを張り巡らすことで、万全かつ円滑な中小企業への資金供給に努められたい。政府系金融機関・信用保証協会においては、既往の債権について期限の延長や返済条件の緩和などにより事業継続が見込まれる場合には、個々の事業者の実情に十分配慮し、一層の弾力的な対応を講じ、地域における金融機能が一層安定確保できるよう、引き続き注力されたい。

また、不動産等の資産価値は大都市の都心部等で上昇を見るに至るが、地方都市では限定的であり、リスク評価が困難な分野に対する民間金融機関の目利き能力も未だ不十分な状況下において、不動産担保や個人保証に過度に依存した従来型融資は、限界に直面している。政府においては今後、金融機関における目利き能力の一層の涵養はもとより、無担保・無保証融資制度の促進、A B L (Asset Based Lending 流動資産一体担保型融資) や売掛債権・動産担保の活用、負債と資本の中間

的な新たな資金供給手法の検討等によって、中小企業・ベンチャー企業の資金調達の円滑化・多様化に引き続き注力されたい。

(3) 中小企業金融の円滑化

「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」では、金融機関が自主的に定める「地域密着型金融推進計画」について金融庁がフォローアップを行うこととしている。しかしながら、その際、目標達成ばかりを求めるならば、地域金融機関における不良債権処理を過度に加速化させ、その結果、挑戦する意欲と能力のある中小企業や、債務を抱えながらも本業が順調な中小企業が、貸し渋り等による経営破綻に追い込まれることが懸念される。このため、金融庁においては引き続き、金融機関の自主性を尊重するとともに、地域経済の状況を十分踏まえ、一方的な監督、指導は行わないよう、十分配慮されたい。

(4) 信用補完制度の適正な見直し

信用補完制度の見直しは、あくまでも中小企業者の安定的かつ円滑な資金調達の持続・向上のために行うものであり、これによって中小企業者の資金調達が阻害されることがあってはならない。信用保証協会と金融機関においては、十分なコミュニケーションを行うとともに、共同責任の下で利用者の視点に立った制度の見直しを進め、サービスの向上を図ることを強く期待したい。

具体的には、保証料率については、信用リスクに応じるがために過度な引き上げがないように、引き続き政策的な配慮をされたい。また、今後の責任分担のあり方の中で、「部分保証制度」と「負担金方式」との選択を金融機関が行うにあたっては、いずれを採用しても中小企業者への貸出姿勢・利便性等に悪影響が生じないことを事前に十分に確認の上、またその旨を客観的に説明できることを前提に実施すべきである。

制度見直しの実施にあたっては、中小企業者等の利用者の声を聴くための仕組みを具体的につくった上で、定期的なフォローアップを行うべきである。この仕組み等によって中小企業者の資金調達が阻害されるような事態が認められた場合には、本制度見直しそのものの適否も含めて、改めて検討すべきである。

(5) 小企業等経営改善資金(マル経)融資制度の拡充

小企業等経営改善資金(マル経)融資制度は、借入が困難な小規模事業者等における無担保・無保証・低利による資金調達手段として、極めて重要な役割を果たしてきている。5月に成立した行政改革推進法、6月に政策金融改革本部および行政改革推進本部で決定された「政策金融改革に係る制度設計」においても、本制度が平成20年10月に実施される政策金融改革に伴う国民生活金融公庫の新政策金融機関移行において継承される業務と位置づけられているが、今後の制度見直しに際しても、引き続き小規模事業者等の視点から、利用者の利便性向上のため、以下の措置を講じられたい。

平成19年3月31日で期限切れとなる貸付限度枠の別枠措置(450万円)を本枠(限度額1,000万円)に統合。

返済期間の特例措置(運転資金5年、設備資金7年)の恒久化。

国民生活金融公庫が行う生活衛生関係営業者に対する設備資金について、事業者の利便性向上のため、小企業等経営改善資金(マル経)の融資対象に追加。

(6) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

中小企業には依然として厳しい経営環境が続く中で、その経営安定に資するため、中小企業基盤整備機構の実施する倒産防止共済制度の掛金限度額および共済金貸付限度額を引き上げるとともに、貸付額に応じた掛金権利消滅の割合（現行は貸付額の10%）を引き下げられたい。

3. 中小企業の再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の拡充

各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会の取り組みは、地域の事業再生円滑化に大きく貢献しているものの、活用の裾野が十分に広がっているとは言えず、地域によっては人材不足や対応窓口不足等も見受けられている。

中小企業再生支援協議会は産業活力再生特別措置法に基づく組織であるが、同法が今後見直されても引き続き中小企業再生支援協議会は存続させることを大前提に、協議会が有するノウハウ等を全国ベースで有効活用するための仕組みを構築するなど、中小企業の再生支援機能を更に強化するよう努められたい。

また、全国的に設置が予定されている再チャレンジ支援相談窓口との連携をはじめ、整理回収機構、信用保証協会等、他の関係機関との連携も一層強化されたい。

(2) 再チャレンジ支援のための環境整備

事業に失敗した中小企業経営者などは、「負け組」としてのレッテルを貼られ、やる気・資質や手腕に関係のないところで再挑戦のハードルの高さにも悩まされる場合が少なくない。新たな事業において再挑戦する者を支援するための相談や、事業継続の見通しが見つからない事業からの早期撤退、その上での債務整理等の手続きなどのアドバイスを行う相談窓口を全国に設置したり、再チャレンジに必要な資金ニーズに対する金融支援制度を創設するなど、再チャレンジしやすい環境を整備されたい。

(3) 再生ファンドの設立促進

地域の中小企業を対象とした再生ファンドが各地で組成されてきているが、引き続き、中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド出資事業」の積極的な活用等により再生ファンドの設立および出資を促進されたい。

「環境税」の導入反対と温暖化防止対策支援措置の拡大

京都議定書が発効し、わが国の温室効果ガス排出量が基準年比で増えている状況にあるため、目標達成は非常に困難を伴うことになる。目標達成には、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりに大きな変革が求められることから、政府は、国民に目標達成計画を十分説明し、理解を求める必要がある。温室効果ガスの排出抑制は、経済や国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、「環境と経済の両立」という大原則の下で、国、自治体、企業、市民など全ての主体が、それぞれの立場で積極的に

推進していく必要がある。環境税は、温室効果ガスの総排出量に応じて課税する、まさに経済統制的な手法であり、「環境と経済の両立」を阻害するものであるため、その導入には断固反対である。

また、中小企業が環境に配慮した経営に自主的、前向きに取り組めるよう、技術開発や設備投資等を支援する措置を拡充されたい。さらに、各地域において中小企業の温暖化防止対策の取り組みや環境教育等の促進を図られたい。

コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興

1. コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

(1) まちづくり3法の周知および円滑な対応への支援

政府は、改正まちづくり3法を活用したコンパクトで賑わいのあるまちづくりへの取り組みが全国的に進むよう、国会の附帯決議を尊重するとともに、地方自治体等への法改正の趣旨を徹底する等円滑な施行に努められたい。

特に、地方自治体に対しては、中心市街地活性化基本計画と都市計画との整合性や、都市計画手法の活用の必要性・重要性について十分周知し、一方で中心市街地活性化基本計画の認定を申請しつつ、一方で当該中心市街地活性化に影響を及ぼすような大規模集客施設の郊外出店・開発を誘致する場合には、認定をしないことを明確に示されたい。

(2) 中心市街地活性化対策等の拡充強化

「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」の拡充

認定中心市街地において、幅広い関係者の参画を得て実施する商業施設の整備等まちづくりの取り組みについて重点的に支援する「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」を拡充強化されたい。

また、同事業の中で、多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会の立ち上げを図る地域に対し、情報提供・アドバイスをはじめ、まちづくりの中核となる人材の発掘・育成、専門家の派遣、常駐するタウンマネージャーの人件費や協議会事務費の補助などにより、運営を強力的に支援されたい。

「まちづくり交付金」の拡充

地域のにぎわいの創出のため、まちづくり交付金の対象にNPOや商工団体等による情報発信を行うための「まちおこしセンター」(仮称)の整備を追加されたい。また、乳幼児等の一時預かり施設等を整備し、子育て世代のまちなかでの活動を促進するための「子育て世代まちなか活動支援センター」(仮称)の整備を追加されたい。

街なか居住の推進

中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援するため、「中心市街地共同住宅供給事業」の着実な推進を図るとともに、中心部への居住を推進するため、全国市街地再開発協会の「街なか居住再生ファンド」を拡充されたい。

まち再生総合支援事業の拡充

地方都市の成長力・競争力の強化を推進するため、優良な民間都市開発事業に対する民間都市開発推進機構による「まち再生出資」の拡充と「まち再生促進税制」の延長等をされたい。また、地域資源を活用した特色あるまちづくりを一層推進するため、「住民参加型まちづくりファンド支援事業」の支援対象として、まちづくり推進機構（仮称）等を追加されたい。

都市・地域における総合交通戦略の推進

都市・地域における交通問題に対応するため、地方公共団体や公共交通事業者等の関係者が一体となって対応する「都市・地域総合交通戦略」（仮称）を策定するとともに、同戦略にもとづく歩行者・自転車にとっての環境改善、公共交通の導入、乗り継ぎ利便性の改善等の取り組みを総合的に支援されたい。

（３）「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」の拡充

商工会議所等が行う、少子・高齢化、安全・安心などの課題に対応する取り組みを支援する「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」を拡充強化されたい。特に、空き店舗を活用した起業・再起業のためのオフィススペースや育児施設の設置を支援対象とされたい。

2. 観光振興による地域活性化の推進

（１）行政と民間の連携等による「観光立国」の実現

「観光立国」実現に向けて、地域資源を活かした産業観光、広域観光、体験・滞在型観光など新しい切り口による観光振興事業への支援を拡充するとともに、行政（中央省庁、地方自治体）と民間の連携組織を創設するなど、観光行政を効果的・効率的に推進する体制を整備されたい。

また、観光立国推進基本法案に基づき、政府の総合的な取り組みを盛り込んだ観光立国推進基本計画を早期に制定されたい。

（２）観光振興・地域活性化事業の拡充

地域における魅力的な観光地づくりを支援するため、国土交通省「観光ルネサンス事業」「観光みらいプロジェクト」の予算を拡充するとともに、ニューツーリズムの旅行商品化を支援するため、「ニューツーリズム創出・流通促進事業」を創設されたい。また、経済産業省「サービス産業創出支援事業」「サービス産業人材育成事業」の「観光・集客」分野、中小企業庁「地域資源 全国展開プロジェクト」の予算を拡充するとともに、地域の観光資源を活かした地域集客システムの構築を推進するため、「地域ぐるみ魅力向上プロジェクト支援事業」を創設されたい。

（３）地域人材の確保・育成支援

地域における魅力的な観光地づくりの総合的な企画・調整を担う観光地域プロデューサーの育成・登録制度を創設するなど、地域の観光振興に資する人材確保・育成策を積極的に支援されたい。

(4) ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進

ビジット・ジャパン・キャンペーンを推進するため、国際会議、国際文化・スポーツイベント等を通じた交流拡大、地方自治体や民間企業との連携強化などにより、効果的な情報発信、受け入れ体制の整備を図られたい。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

(1) 地域資源活用企業化プログラムの創設

地域資源を活用した新事業活動の促進に向け、総合的な施策パッケージである「地域資源活用企業化プログラム」を創設されたい。具体的には、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を目的とする「JAPANブランド育成支援事業」を拡充するとともに、地域資源を活用した売れる商品づくりへの支援策およびマーケティング等に精通した専門家によるアドバイスなど、ハンズオン支援策を創設されたい。また、地域の商工会議所等が市町村と連携して行う、地域資源を活用した新たなビジネスの構想づくりを目的としたコーディネート活動への支援および取引機会の拡大を目的とした商談会・地域活性化を目的としたフォーラム等の実施に対する支援策、地域資源活用型研究開発への支援策を創設されたい。

(2) 地域ブランド創出・育成に向けた各種支援策の拡充

地域ブランド創出・育成に向け、地域資源を活用した新事業展開やブランド確立に向けた取組みに対する支援など、以下の支援策について拡充を図られたい。

「地域資源 全国展開プロジェクト」(経済産業省中小企業庁)(前出)

「伝統的工芸品産業支援補助金」(経済産業省)

「森業・山業創出支援総合対策事業」(農林水産省林野庁)

「農林水産物等輸出倍増対策」(農林水産省)

「食品流通高付加価値モデル推進事業」(農林水産省)

(3) 海外との産業交流拡大と地域国際化の推進

日本貿易振興機構(JETRO)が実施している、わが国の特定地域と海外の特定地域との産業交流の活発化を目指す「Local to Local 産業交流事業」、有望な製品を持ちながらこれまで輸出経験がない中小企業などを支援する「輸出有望案件発掘支援事業」を拡充するとともに、地場産業の海外見本市への参加や単独展示会の開催などの事業を支援する「中小企業内需依存型産業販路拡大展示事業」を創設されたい。また、地域の特長を活かした、外国企業誘致の取り組みを行う自治体などを支援する「外国企業誘致地域支援事業」の強化を図られたい。

4. 幹線道路網の早期整備

道路は、社会、経済、生活を支える基本的なインフラであり、全国の交通ネットワークの整備は、物流、移動の効率化を進め、地域経済および中小企業の振興に資することはもとより、わが国の産業、経済の安定・発展ならびに緊急時への対応等に大きく貢献するものである。地域間を結ぶ幹線となるべき高規格幹線道路は、なお計画の少なからぬ部分が未開通のまま残されているが、幹線道路は連結してこそ幹線網とし

て大きな機能が発揮されるものであり、地域間の競争条件は同じにする必要があるとの観点からも真に必要な道路網については、可及的速やかに整備すべきである。また、そもそも道路は公共財であり、その整備には一般の税財源を当てることが原則であるが、特に早急な整備が必要なために、例外的に受益者負担主義を採用して導入したのが特定財源制度であり、その趣旨からも一般財源化はすべきではない。

グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 海外との経済連携の戦略的展開

わが国企業の対外ビジネスの円滑な展開を可能とするため、政治のリーダーシップの下、東アジアをはじめとする諸外国との間で、貿易・サービスの自由化のみならず投資や知的財産分野のルール整備、中小企業分野での協力等の経済協力などを含む、総合的にバランスのとれた質の高い経済連携協定（EPA）を、戦略的、かつ、スピード感をもって拡大されたい。ただし、交渉を加速化させるため、相手国との経済関係に応じて、自由貿易協定（FTA）のみ、あるいは、投資協定の締結等も視野に入れて推進されたい。

また、締結されたEPAを多くの企業が活用し、その便益を享受できるよう、原産地規則など制度の普及等に関する支援措置を一層拡充されたい。

2. 東アジア等へ海外展開する中小企業への支援の拡充

中国やアセアン等へ進出する中小企業に対して、日本貿易振興機構（JETRO）などの関係機関による現地の投資・経営環境に関する情報提供や専門家等による相談指導、金融機関等による低利融資制度、海外貿易開発協会（JODC）の専門家派遣事業等による現地日系企業の人材育成など、各種支援をさらに拡充するとともに、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

3. 中小企業の輸出振興のための支援の拡充

輸出取引を図ろうとする中小企業に対して、現地市場等に関する情報提供、日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関の専門家等による相談指導、海外見本市への出展助成など、各種支援を更に拡充されたい。また、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

中小企業の人材育成支援等

1. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

中小企業といえども、企業の社会的責任として子育てに優しい職場環境の創造に取り組む必要があるが、政府としても、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む中

小企業に対する顕彰制度や子育て支援助成金の拡充に加え、税制面での優遇措置の付与、低利の融資制度の創設、公共事業の入札要件への一定の評価、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「認定マーク」の付与に際しての柔軟な対応等、中小企業の両立支援への取り組みを促進する施策を講じられたい。

2. 若年者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

景気回復による人手不足感の高まりや今後の「団塊世代」の大量退職をにらんだ企業が採用を強化するなど、わが国の雇用環境は最悪期を脱している。特に若年者については、新規学卒者の内定状況が改善するとともに、フリーターの人数も減少、完全失業率も低下するなど、改善の動きが顕著になっている。一方、経済情勢と同様、地域や中小企業によっては、また、景気低迷期に就職活動を行った25歳以上の若年者については厳しい状況が続いている。

今後、労働力の減少を抑え、経済社会の活力を維持するためには、より多くの若年者が意欲と能力を発揮し社会の支え手となることが重要であり、今後、若年者の適切なキャリア形成を実現するため、各省庁でそれぞれ行っている教育・雇用・産業に係る政策の連携推進、人材育成への政策資源の重点的投入と効率的な活用を図られたい。

(1) 新たな人材育成システムの整備

「草の根eラーニング事業」により、全国に設置された商工会議所をはじめとする学習拠点を活用し、中小企業が直面する経営課題に対応するeラーニングなど各種の学習コンテンツを提供し人材育成を支援すべきである。

特に、「IT新改革戦略」にある、中小企業におけるITの利活用能力を強化するとともに電子商取引の本格的な普及を実現するため、研修環境が整備され指導者が配置された同学習拠点において、ワンストップによる相談・指導、人材育成支援を図られたい。

(2) ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

46都道府県に設置されたジョブカフェは、雇用関連サービスが1カ所で受けられるワンストップサービスセンターとして、地域における若年者雇用の促進する上で重要な役割を担っている。

今後、労働力としての若年者の重要性が高まる中、若年者の就業を促進するためには、ジョブカフェを利用する若年者の数を更に増加させるとともに、ジョブカフェの活動が企業と若年者の双方の納得する就職へと帰結することが重要である。このため、ジョブカフェに、ワンストップサービスセンターとしての機能に加え、人材育成を担う各種民間教育機関と人材を活用する企業とを結びつけるコーディネーターとしての機能を持たせることにより、企業と教育機関の連携を強化すべきである。

併せて、中小企業の魅力を地域の若年者に伝えるため、ジョブカフェなどを活用した「若者と中小企業のネットワーク構築事業」を引き続き推進するとともに、地方自治体においては「ジョブカフェモデル事業」の成果を活かすなどにより、若年者の就職支援に関する具体的な取り組みを進めるべきである。

(3) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

若年者の就業促進やミスマッチの解消に有効なトライアル雇用、紹介予定派遣などの仕組みについて、中小企業による活用を促進するため、実施期間の延長や対象の拡大、試行雇用奨励金の増額など、制度を拡充するとともに、あらゆる機会を通じて制度の周知広報を図られたい。

(4) キャリア教育・職業教育の推進

インターンシップや日本版デュアルシステムなどの制度は、若年者の就業意識の醸成やミスマッチの解消、中小企業の役割、意義についての理解を深める仕組みとして企業側の期待も高い。しかし、関係府省相互の十分な連携が取られていないため、実際にこれらの事業に取り組む教育機関では、受入企業の発掘に苦勞するなど真に実効性のある仕組みづくりに非常に苦心しており、中には結果として実効性があがっていないケースもみられる。教育機関や受け入れ企業が連携してキャリア教育・職業教育を推進できるよう、省庁の壁を越えた政策連携を強化されたい。

3. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および外国人研修・技能実習制度の拡充等

(1) 外国人労働者の受け入れ拡大

国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、以下の事項に重点的に取り組まされたい。

専門的技術的分野の人材

知識・技能を有する優れた専門的技術的分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など、制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行われたい。また、経済連携協定（EPA）に向けた政府間協議において、看護師、介護士等の日本での受け入れ緩和について、日本語および専門分野での能力確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。併せて、留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備されたい。

わが国で不足が予想される分野の人材

今後、労働力不足が予想される製造、林業、観光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理の下に労働者を受け入れる制度を創設されたい。仮に、すぐさま全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用し、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。

(2) 外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充

外国人研修・技能実習制度に関して、成果が一定水準を満たしている場合の再研修・再技能実習の制度化、受け入れ人数枠の拡大や技能実習移行対象業種の拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、受け入れ手続きの簡素化・迅速化等、近隣諸国および国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図られたい。

特に、構造改革特区における受け入れ人数枠の規制緩和措置について、その効果を検証し、早急に全国的な規制緩和に踏み切ることが望まれる。

4．雇用保険三事業の抜本的見直し

事業主が保険料を全額負担する雇用保険三事業については、「廃止を含め徹底的な見直しを行うもの」との閣議決定を受けて、労働政策審議会雇用保険部会で議論が行われているが、失業の予防や雇用安定に有効に機能しているかどうか等の観点から、各事業について、廃止を原則として徹底的な評価を行い、それに伴う料率の引き下げを含め、そのあり方について抜本的な見直しを行われたい。

5．労働に関する諸制度の見直し

(1) 労働契約に関する統一的・画一的ルールの法制化反対

就業形態や就業意識の多様化に対応して、労働契約に関するルールを見直すことは意義があるが、統一的・画一的なルールを新たに法制化することは、かえって企業経営の足かせとなり、ひいては日本経済の活力を削ぐことになりかねないため反対である。労働政策審議会労働条件分科会での議論にあたっては、新たな法制化を前提とせず、特に中小企業の経営実態を踏まえるべきである。また、労働契約をはじめ労働に関する諸制度の見直しにあたっては、国会審議の日程ありきで拙速な議論を行うべきではない。

なお、紛争解決の選択肢を広げるため、解雇の金銭解決制度の導入を議論するにあたっては、使用者側に過度の手続き上の制約を課すことなく、柔軟な仕組みとすべきであり、使用者が支払うべき金銭の水準の設定にあたっては、特に中小・零細企業がおかれた厳しい経営状況や支払能力を十分踏まえる必要がある。

(2) 労働時間規制の強化反対と働き方の変化に応じた時間制度の導入

所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、一律の制度で企業経営を拘束するのではなく、個々の企業がそれぞれの実情に合わせて、それらを実行することができるようにすべきである。

また、労働時間の長短ではなく、成果や能力などにより評価される労働者の増加に対応するため、労働時間規制の適用が除外される新たな制度を創設することが労働政策審議会労働条件分科会で議論されているが、特に中小企業の経営実態を踏まえた制度となるよう検討されたい。

併せて、裁量労働制の対象業務範囲の拡大や手続きの簡素化、みなし労働時間制の見直しなど、既存制度の改善を図るべきである。なお、管理監督者の範囲は実態に即して判断し、対象を狭めるべきではない。

(3) 産業別最低賃金の廃止および地域別最低賃金の引き下げ

産業別最低賃金は、地域別最低賃金が全国47都道府県で設定されている中で、屋上屋を重ねるものでありこれを廃止されたい。今後の最低賃金制度のあり方については、労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会で議論されているが、特に中小企業経営の実態に沿った制度となるよう検討されたい。また、中小企業を取り巻く依然として厳しい経済事情に鑑み、地域別最低賃金の水準については引き下げを含め慎重に検討されたい。

6. 中小企業における企業年金制度の充実強化

(1) 適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換

わが国の雇用の7割を支えている中小企業に広く普及している適格退職年金制度は、平成24年3月末をもって廃止されることになっている。今後とも、引き続き税制の優遇措置を受けながら、企業年金を外部に積立準備していくためには、廃止までの期間内に他の制度へ移行しなければならない。当初は10年間であった移行期間は、残すところ6年を切っているにもかかわらず、本年3月末時点では4万5千件以上の契約が残っており、加入している中小企業の対応は、必ずしも十分であるとは言い難い状況にある。

こうした状況を放置することは、中小企業の従業員の労働環境を悪化させ、退職後の生活の安定を脅かすのみならず、中小企業における退職給付制度を維持、向上させていく観点からも非常にマイナスであり、ひいては中小企業の健全な発展に支障をきたし、社会的な不安の増大を招く可能性もある。

現在、適格退職年金制度の年金資産を非課税で移換できるのは、確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度、中小企業退職金共済制度等に限られており、中小企業での円滑な人材確保や従業員の退職後の生活の安定に大きな役割を果たしている特定退職金共済制度は認められていない。

中小企業の多様なニーズに対応し、その利便性の向上を図るためには、適格退職年金制度からの移行先の選択肢を増やすことが是非とも必要である。このため、適格退職年金制度からの年金資産の非課税での移換や、年金受給者に対する受給権の保護を担保する仕組みなどを盛り込んだ特定退職金共済制度の早期成立を図られたい。

(2) 確定拠出年金の抜本的な見直しなど、中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

適格退職年金制度からの有力な受け皿の一つとなっている確定拠出年金制度は、本年10月に施行後5年目の見直しの時期を迎える。中小企業における企業年金制度を充実強化することは、国民の老後の生活の安定に繋がることに鑑み、確定拠出年金制度の定着と発展を図るための抜本的な見直しなど、中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備を図られたい。

このため、具体的には、特別法人税の撤廃、確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引き上げ、中途引き出し要件の一層の緩和、マッチング拠出の認可、年金資産を担保にしたローンの創設、改正高年齢者雇用安定法に対応した加入上限年齢の引き上げ、地域の地場産業など中小企業主体の総合型厚生年金基金の財政的な安定に向けた取り組みに対する柔軟な対応、などの支援措置を講じられたい。

以上

平成19年度小規模事業対策に関する主要個別要望事項

三位一体改革により今年度から都道府県へ税財源が移譲された各種の小規模事業対策については、十分な予算化がなされていない地域が見られ、加えて19年度において大幅な見直しを示唆されている地域もあると仄聞する。小規模事業対策が大きく後退することのないよう十分かつ安定的に予算を確保し、確実に執行すべきである。

各都道府県においては、小規模事業者等への支援強化は、地域経済社会の振興と安定をもたらす、地方財政にも資することを再認識され、次の2点について政策的配慮をお願いしたい。

- (1) 小規模事業者に対する経営改善普及事業等の従前通りの実施、および、そのための平成19年度小規模事業対策予算の確保。
- (2) 小規模事業者への相談指導事業の人的体制が後退することのないよう、経営指導員等補助対象職員の人件費の確保。

政府においては、地域の自主性を尊重することを前提としつつも、国としての基準や考え方を定めて、都道府県に提示し、地方自治体において十分な予算化が図られるよう責任をもって対応されたい。

また、特に実現を要望する小規模事業対策に関する主要な個別事項は、以下の通りである。

(1) JAPANブランド育成支援事業 1,510,218千円

地域には、技術、ノウハウ、伝統、文化など、特色ある資源が多数存在しており、こうした資源を活用することにより、世界市場でも通用する製品・サービスの開拓が可能である。そのためには、地域の事業者が協働して消費者ニーズを踏まえた製品開発と積極的な情報発信を行いブランド力の育成・強化を図ることが重要である。

このため、商工会議所等が主体となり、地域の小規模事業者等と一丸となって、世界で通用する高いブランド力(JAPANブランド)を確立しようという先進的な取り組みについて重点的に支援されたい。

(2) 小規模事業者新事業全国展開支援事業 (地域資源 全国展開プロジェクト) 2,517,461千円

地域経済の活性化のためには、地域の小規模事業者が全国規模の市場へ向けた事業展開を行うことが重要である。しかし、消費者ニーズはますます高度化・多様化しており、これらのニーズを的確に踏まえた製品作りなどを行うことが重要である。

このため、全国団体等と各地の商工会議所等が連携し、小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新事業展開に対する支援事業を実施されたい。

(3) 創業人材育成事業 (創業塾等) 1,614,981千円

創業や小規模企業の新事業展開を促進するため、全国の商工会議所等において「創業塾」および「経営革新塾」を開催し、創業のための実践的な能力の修得や、新事業展開等に必要な経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援されたい。

(4) 経営改善普及事業に関する指導 293,283千円

消費者ニーズの高度化・多様化、技術革新、情報化、国際化の進展など、小規模事業者を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、全国の商工会議所等において、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応をはじめ、ニーズに応じた専門家の派遣や人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援する事業 (経営改善普及事業) を実施している。

このような経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国団体を通じた商工会議所等に対する指導や情報提供に対し支援をされたい。

(5) 全国統一演習研修事業 113,773千円

小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業、経営革新につながる提案型指導を一層充実させるため、商工会議所等に配置された経営指導員の資質のさらなる向上を図ることが必要である。

このような状況を鑑み、全国統一のカリキュラムによるインターネット上での能力開発システムをさらに改善し、全国の商工会議所等の経営指導員を対象にした研修を強化されたい。

(6) 小企業等経営改善資金融資補給金 (マル経) 3,700,000千円

中小企業のうち特に小規模企業は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき金融確保の面で極めて困難な立場に置かれている。

小企業等経営改善資金 (マル経) 融資制度は、こうした状況に鑑み、商工会議所等による経営指導を通じて、国民生活金融公庫が無担保・無保証人で融資を行い、もって小規模企業の経営の改善を図るべく、昭和48年に制定されたものである。制度の円滑な運営のために国民生活金融公庫に対し、財政措置を講じられたい。

(7) 経営安定特別相談事業 40,939千円

倒産の危機に直面した中小企業者について、経営的に見込みのあるものについては関係機関等の協力を得て再建の方策を講じ、見込みのないものについては円滑な整理を図ることにより、中小企業の倒産に伴う社会的混乱を未然に防止するため、全国の主要商工会議所等に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業者からの相談に応じる体制を整備している。(経営安定特別相談事業)

経営安定特別相談事業を円滑かつ効率的に実施するため、全国団体が実施する指導や情報提供に対し支援されたい。

以上